

公共施設の利活用における地域イニシアチブ実施要綱第3条第1項第1号に基づく別に指定する施設は以下のとおりとする。

淡路風車の丘、青野ダム記念館

平成31年度に予定している「別に指定する施設」は上記のとおりです。